

一般社団法人全国がん患者団体連合会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第28条の規定に基づき、この法人の役員報酬等の額及びその支給の基準に関する必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、月12日以上この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、この法人の理事長、副理事長、専務理事、常務理事、監事以外の常勤役員であって、この法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいう。
- (5) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その職務執行の対価として、総会の決議によって定められた総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員報酬等は、報酬及び賞与とし、退職慰労金は支給しない。
- 3 前項に定める報酬等のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 使用人兼務役員に報酬等を支給するときには、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与とを区分して支給する。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員報酬等の額は、総会が決議する別表第1（理事及び監事の報酬等の年間総額）に定められた総額の範囲内において、当該役員職務、経験、資格等を勘案

し、理事については理事会で、幹事については監事の協議で決定する。

2 非常勤役員の報酬等の額は、総会が決議する別表第 1（理事及び監事の報酬等の年間総額）に定められた総額の範囲内において、当該役員の職務、経験、資格等を勘案し、理事については理事会で、幹事については監事の協議で決定する。

3 この法人から役員に講演会等の講師を委嘱した場合は、総会が決議する別表第 1（理事及び監事の報酬等の年間総額）に定められた総額の範囲内において、別表第 2（理事及び監事の講演会等の講演に関する謝金）に基づき、理事については理事会で、幹事については監事の協議で決定する。

（報酬等の支給方法）

第 5 条 役員の報酬等（賞与を除く。）は、毎月 25 日に支給する。ただし、25 日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、25 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、25 日より前の日）を支給日とする。

2 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（就任又は退任時の報酬）

第 6 条 月の初日以外の日において、新たに選任された役員に支給する当月分の報酬の額は、第 4 条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 役員が死亡し、又は、法人の都合により解任されたときは、死亡又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第 4 条に基づいて定める額とする。

3 役員が前項に規定する事由以外の事由により、月の末日以外の日において退職し、又は、解任されたときは、退職又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第 4 条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、月の初日からその者が役員であった日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

（賞与）

第 7 条 賞与は、6 月及び 12 月のそれぞれ報酬等の支給日に在職する常勤役員に対して、支給することができる。

2 賞与の支給日は、6 月及び 12 月のそれぞれ報酬等の支給日とする。

3 賞与の額は、6月及び12月のそれぞれについて、第4条の報酬等の総額の範囲内において、理事については理事会で、監事については監事の協議で決定する。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の月額は、この法人の職員給与規程に規定する額とする。

3 通勤手当の支給方法は、第5条に規定する支給方法とする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程は、理事の報酬等については理事会で、幹事の報酬等については監事の協議により定める。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事の報酬等については理事会で、幹事の報酬等については監事の協議により別に定める。

附則

この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。

別表第1（理事及び監事の報酬等の年間総額）

理事全員の総額	報酬等の年間総額	200,000円以内
監事全員の総額	報酬等の年間総額	50,000円以内

別表第2（理事及び監事の講演会等の講演に関する謝金）

講演会等の 講師の謝金	講演会1回につき11,137円。但し、外部団体等からこの法人への講師依頼により、この法人から講師を委嘱した場合、外部団体等からこの法人に支払われた謝金に90%を乗じた額。
----------------	---